

修士課程・博士課程の関係について

【論点】 我が国の大学院の仕組みは、5年一貫制の博士課程、前期2年・後期3年の区分制の博士課程、修士課程、専門職大学院等の多様な課程がある中、特に、修士課程の位置づけに関し、博士前期課程との関係の整理、専門職大学院との関係の整理、修士課程の修了要件の整理、博士課程後期との接続に関する整理等が必要。

1 修士課程とは何か(その人材育成目的をどうするのか)

- 修士の教育目的について、博士課程前期の教育目的との区別が明確ではない(=それどころか設置基準上、博士前期課程は修士課程とみなす規定がある)上に、専門職大学院ができたことによって、その教育目的が曖昧になってきている。これら多様な大学院の課程がある中、修士課程の存在意義や人材育成目的をどのように整理すべきか。博士課程前期に関する教育目的が設置基準上明確ではないが、博士課程前期の教育目的をどうするのか。修士課程は、幅広い分野に活躍しうる高度職業人養成なのか、博士課程の準備過程なのか、専門職大学院が担う専門職人材養成以外の部分を担う高度専門職業人養成の課程なのか。

2 修士課程と博士課程との関係(特に博士課程後期への接続)をどう考えるか

- 通常、区分制博士課程の場合、博士前期課程修了時に修士論文等を実施している一方、一貫制博士課程の場合は、博士2年から3年に上がる際に修士論文等は課されていない。その一方、一貫制博士課程で博士号を取れない場合には、学士号のみになってしまうおそれがあり、曖昧な仕組みとなっている。(大学によっては、一貫制博士課程でありながらも修士の修了要件を満たしていれば修士の学位を出しているところもある。)

→この柔軟性がないことが、区分制博士課程に比べ、一貫制博士課程が圧倒的に少ない一因になっていると考えられる。

3 修士課程の修了要件及び博士課程の修了要件をどう考えるのか

- 修士の修了要件では、①二年以上の在学(優秀な学生は一年以上)、②30単位以上の修得の他、③修士論文又は特定課題の研究成果及び試験への合格(平成18年3月の院設置基準の改正で、特定課題の研究成果及び試験の合格が追加。)が課されている。一方、博士の修了要件は、①5年以上の在学(優秀な学生は3年以上)、②30単位以上の修得の他、③博士論文の審査及び試験に合格することが必要である。
- 区分制博士課程の場合、前期課程を修士とみなす規定があることもあり、修士論文の作成を求めているのが通例となっている一方、一貫制博士課程では一部の大学で修士論文の作成を課しているところもあるが、基本は博士論文のみであり、同じ博士課程の中でも取扱いが明確ではない。
- 修士論文が教育上果たす役割は非常に重要であるが、例えば、当該修士課程が高度職業人養成を目的としている場合、人材育成目的に応じて、専門職大学院のような仕組みとか、米国の大学院のように、各年次において定期的に適性試験を実施するような仕組みが考えられるのではないか。

4 修士課程・博士課程ごとのさらなる機能別分化の検討が必要ではないか。

- 各大学において、各学問分野・学位レベル毎に、修得することが期待される知識・技術体系や資質能力を明示することが必要。それとともに、研究科・専攻ごとに適正な規模を検討することが必要。

→ 例えば、マクロで見て、ある学問分野が重要であることと、ミクロで見て、各大学において当該学問分野が重要であるかどうかということは別次元の問題(「マクロで見てA学問が大事だから、この大学においてもA学問の研究が必要だ。」というのは論理的ではない)。無理な研究科・専攻の規模は、結果的に当該大学院の質の低下を招くとともに、学生のためにならないのではないか。

■日本の大学院教育

- 大学院は修士課程・博士課程から成り、博士課程は、一貫制のものと区分制のものがある。
- 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。(なお、博士前期課程及び後期課程に特定した教育目的に関する記述はない。)

課程	年数	取得要件	その他
修士課程	標準修業年限 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上の在学 ・30単位以上の修得 ・必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う<u>修士論文</u>又は特定の課題についての<u>研究の成果の審査及び試験の合格</u> 	
博士課程	標準修業年限 5年 <ul style="list-style-type: none"> ・前期2年、後期3年の課程に区分する博士課程 ・区分を設けない博士課程 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の在学 ・30単位以上の修得 ・必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う<u>博士論文</u>の<u>審査及び試験の合格</u> 	<p><論文博士> 大学院に在籍しなくても、博士論文の審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合。</p> <p><博士前期課程を修士課程と見なすこと> 大学院設置基準第4条第4項において、区分制博士課程の前期を修士として見なす規定はある一方、一貫制の2年に関しては、特段の規定はない。(＝あくまで博士課程の2年。一貫制博士課程が圧倒的に少ない一因か。)</p>

日本の大学院教育システム

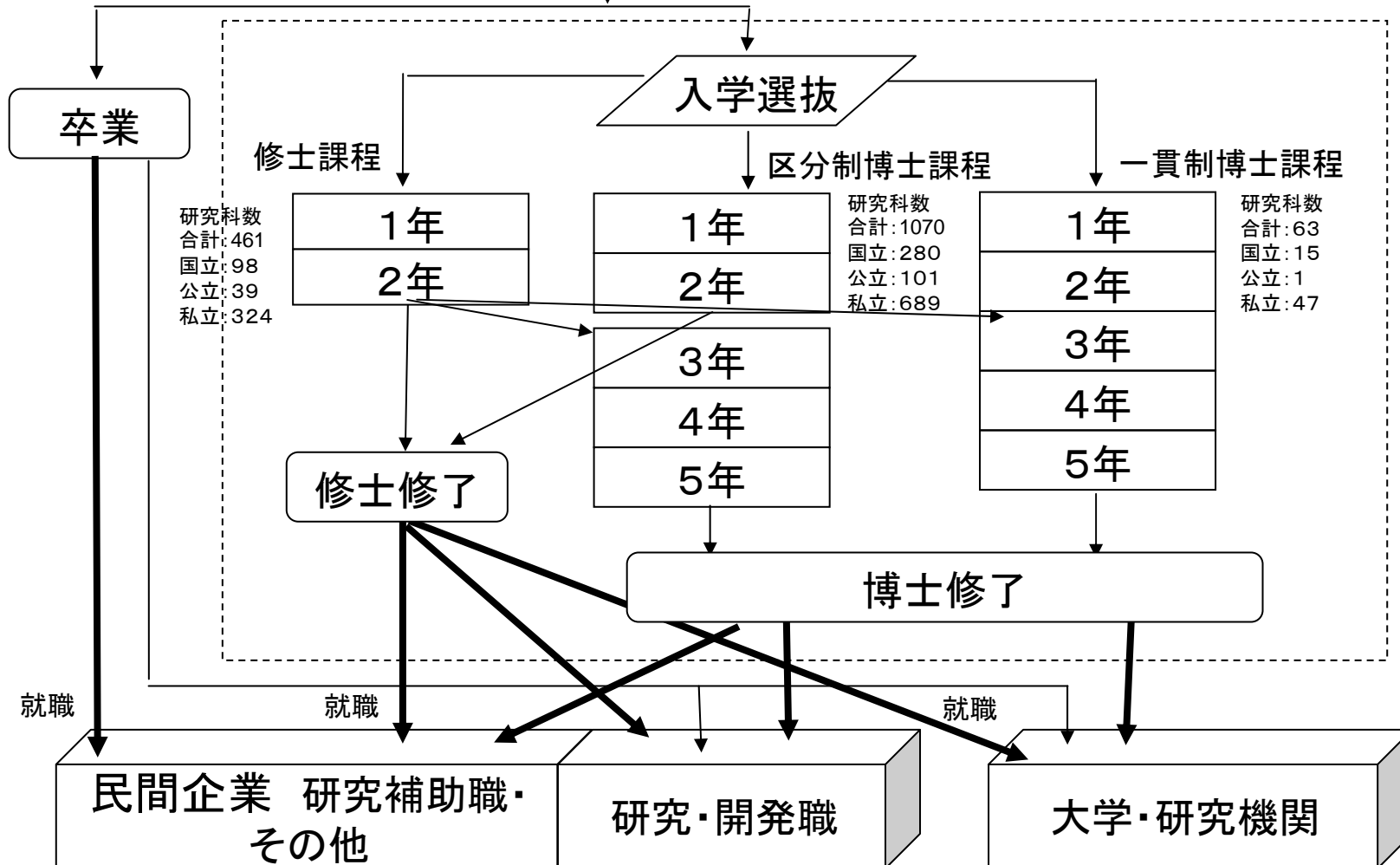
<学部教育>

1年
2年
3年
4年

学部数
合計: 2079
国立: 371
公立: 167
私立: 1541

(特徴)
 ・課程の仕組みや関係性が複雑。
 ・学位とその後のキャリアとが必ずしも密接に関連しているわけではない。
 ・一貫制博士課程が圧倒的に少ない。
 (区分制博士課程の1/20程度)。
 →一貫制博士課程の仕組みが、区分制博士課程に比べ柔軟ではないことが一因か。

<大学院教育>



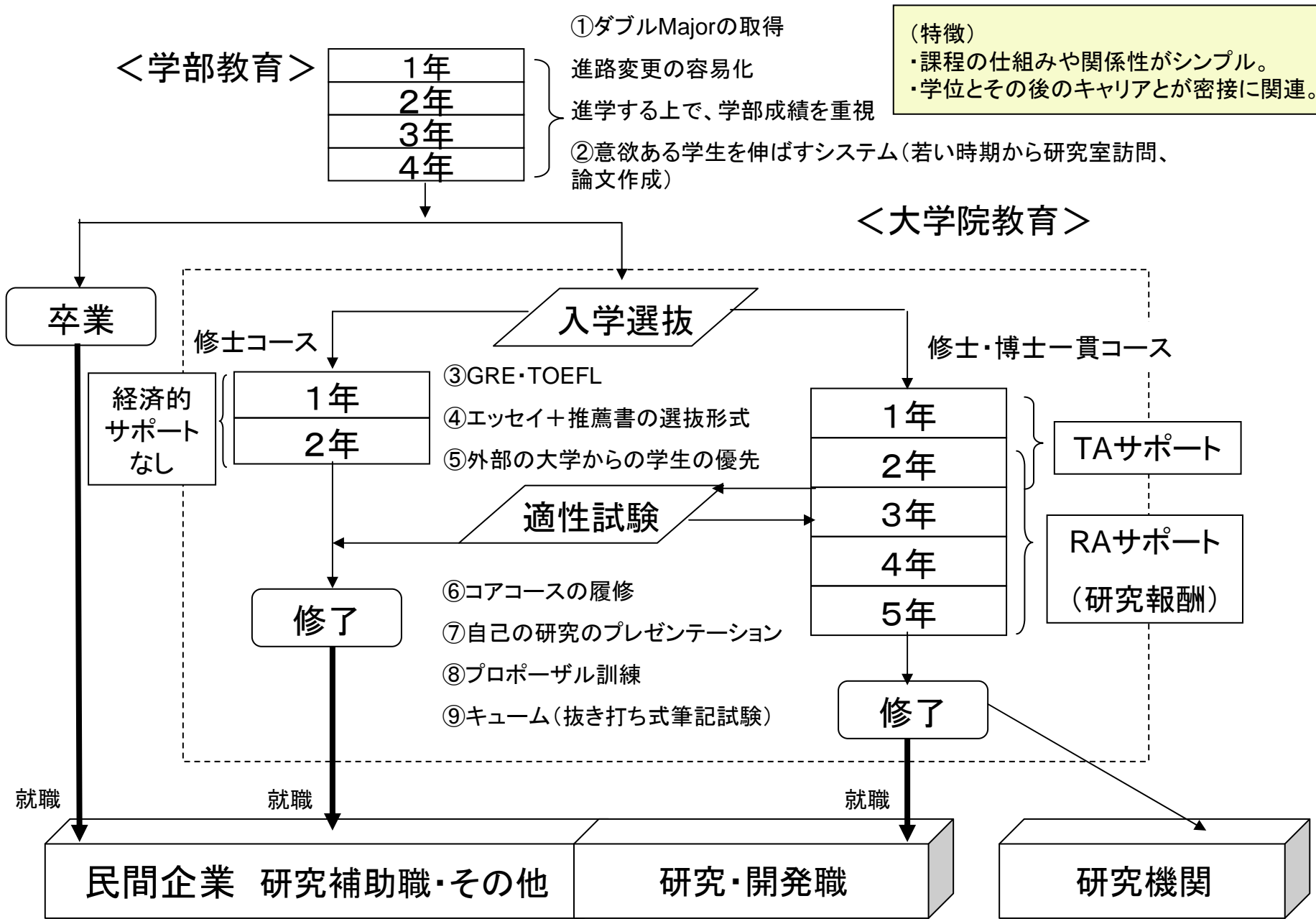
(参考) アメリカの大学院教育

○大学院 (graduate school) の組織は各大学によって異なるが、多くの大学では、制度的に学部から独立した教育研究組織として設置されている。

○大学院は修士課程・博士課程からなり、M.A.、M.S.、及びPh.D.の取得を目指した学問研究を重視するもの。(経営学修士(M.B.A)や工学博士(D.Eng)、医学博士(M.D.)等の専門学位の取得を目指した大学院レベルの第一職業専門学位課程とは区別される。)

課程	年数	取得要件	取得までの段階
修士課程	学士号取得後、通常1～2年の課程	ほとんどの大学で論文作成が必要。所定の単位の取得や、特定の試験に合格することでこれに代えられる場合もある。	
博士課程	一般に学士号取得後、3～5年の課程	教育課程の履修の他、博士論文の審査合格が学位授与の条件。 <u>修士号の取得を博士課程の入学要件に定めているプログラムは少ないが、博士課程に入学後、博士号取得までに、課程の修了要件の一環として修士号を条件とするプログラムもある。</u>	所定の科目の履修を終えた後、博士論文の作成能力の有無を判断するため予備試験 (preliminary examination) あるいは資格試験 (qualifying examination) を課す。これは研究領域全般にわたる事項に関し、筆記、口頭あるいは両者の併用によって行われる。 この試験によって博士論文の執筆能力があると判断されたものが論文の執筆を許される。論文作成後、論文で扱った領域に関する最終試験 (口頭試問) が行われ、この最終試験に合格したものに博士号が授与。

(参考) アメリカの大学院教育システム(理工系)



修士課程の標準修業年限、入学資格及び修了要件に関する現行制度

◎修士課程の目的(大学院設置基準第3条)

第3条 修士課程は、**広い視野に立つて精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う**ことを目的とする。

◎修士課程の標準修業年限(大学院設置基準第3条)

第3条 1 (略)

- 2 修士課程の**標準修業年限は、二年**とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、**主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合**であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、**標準修業年限を一年以上二年未満の期間**とすることができる。

◎修士課程の入学資格(学校教育法第102条)

第百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の**大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者**とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

(※ 文部科学大臣の定めるところは、外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者や、大学院において個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達した者等)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の**大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)**であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。
(→大学院への飛び入学)

◎修士課程の修了要件(大学院設置基準第16条)

第十六条 修士課程の修了の要件は、**大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。**

博士課程の標準修業年限、入学資格及び修了要件に関する現行制度

◎博士課程の目的(大学院設置基準第4条)

第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

◎博士課程の標準修業年限(大学院設置基準第4条)

第四条 1 (略)

- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。
- 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。
- 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
- 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。

◎博士課程の入学資格(学校教育法第102条)

第一百零二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(※ 文部科学大臣の定めるところは、外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者や、大学院において個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達した者等)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。(→大学院への飛び入学)

◎博士課程の修了要件(大学院設置基準第17条)

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。)以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年(修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。